

基礎法務研修（法に明るい職員を目指して）

【合同研修】

～ どんな行政分野にも必要となる基礎的な法務能力を身に付ける～

目 的	地域の課題を解決し、住民福祉の向上を図るためには、現行法令を適法かつ効果的に解釈・適用するとともに、各自治体の事情に合った条例・規則を制定する必要がある。当研修では、法の解釈適用、条例・規則・要綱の使い分け、財産管理・指定管理、債権管理などの自治体法務における主な項目について、体系的に解説することにより、参加者の基礎的な法務能力の向上を目的とする			
内 容	講師著「自治体法務の基礎と実践」を用いて、法律や条例等を使いこなすために基礎となる「法的な考え方」を身に付ける。			
実施年月日	令和4年 8月 2日（火）	定 員	70名（市町村職員48名 県職員22名）	
対 象 者	（市町村） 採用2年目～係長等の職員 （県） 中堅・係長級キャリアアップ研修対象者で、受講を希望する職員			
実 施 場 所	大分県自治人材育成センター			
推 薦 期 限	令和4年 6月30日（木）	《第8回》	経 費 内 訳	P138参照
指定ホテル	-		そ の 他 留 意 事 項	-
研 修 講 師 （プロフィール）	<p>【北九州政策法務自主研究会（北九州市職員） 森 幸二（もり こうじ）氏】</p> <p>北九州市職員。政策法務、公平審査担当、議員立法案を歴任。 2004年から、自治体職員・議員の法務研究会「自治体法務ネットワーク」の世話人。北九州市、熊本市、中津市などで定例の研究會を開催。九州各県を中心に多くの自治体で職員・議員の法務研修講師（地方自治研究機構、全国町村会など）。他に、条例制定支援、法務相談、自治体法務に関する執筆を行う。</p> <p><主な著書> 『自治体法務の基礎と実践』（ぎょうせい） 『1万人が愛したはじめての自治体法務テキスト』（第一法規） 『自治体法務の基礎から学ぶ 指定管理者制度の実務』（ぎょうせい）</p>			
受 講 者 の 声	<ul style="list-style-type: none"> ・難しい内容を分かりやすく、多くの事例を用いて説明して下さい、理解が進んだ。 ・条令・規則・要綱の違い、法律の解釈の仕方が分かった。ちょうど自分が学びたかった事と合致しとても有意義な研修だった。 ・これまでは条文を単に読んで理解したつもりだったことを反省した。読むのではなく解釈することが大事ということが分かった。 ・大事なポイントを印象的に繰り返し説明してくれて、とても分かりやすかった。 ・オンライン受講だったが、スクリーンやボードも見やすく講師の声もテンポも良く快適だった。 			
備 考	令和3年度から行っている市町村職員対象の基礎法務研修（新採用職員対象）と内容が重複する箇所があります。記載の件を了承した上で推薦するよう注意してください。			

時 間 割

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	
		8:50	20	30					15	30	
1 日 目	受 付	オリエンテーション	1. 入門編 ・〇〇法や××条例を学ぶ前に （法的な考え方） ・法の解釈適用～理論と実践～ ・条例・規則・要綱のしくみ ・契約と行政処分のしくみ			昼 食	2. 基礎編 ・行政組織のしくみ ・委託と補助のしくみ ・財産管理・指定管理者制度のしくみ ・債権管理のしくみ ・住民のための法務とは			アンケート・閉講	

※上記内容は、研修実施時に変更されることがありますので、予めご了承ください。